

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月9日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	香芝市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kashiba.lg.jp/">http://www.city.kashiba.lg.jp/</a>

執行機関名 香芝市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の心身障害者及び高齢者のひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(高齢者のひとり親家庭等)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		香芝市個人番号の利用に関する条例 別表の5の項 高齢者の心身障害者及び高齢者のひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号)第1条	香芝市重度心身障害老人等医療費助成要綱(昭和58年施行)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、心身に重度の障害を持った老人又はひとり親家庭等であるなどの理由により医療費の増大が懸念される老人に対し、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)その他の法令の規定により負担した一部負担金又は一部負担金相当額(以下「一部負担金等」という。)を助成することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		香芝市重度心身障害老人等医療費助成要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	香芝市重度心身障害老人等医療費助成要綱第4条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	高齢のひとり親家庭等に対する医療費の支給の申請に係る事実についての <u>審査</u> に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ニ	香芝市重度心身障害老人等医療費助成要綱第3条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報